

地域交流拠点等におけるウォークブル推進に向けた支援制度の  
調査・検討業務

仕 様 書

令和4年12月  
札幌市まちづくり政策局都市計画部

## 1 業務名

地域交流拠点等におけるウォークブル推進に向けた支援制度の調査・検討業務

## 2 一般事項

(適用範囲)

- (1) この仕様書は、札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課で実施する「地域交流拠点等におけるウォークブル推進に向けた支援制度の調査・検討業務」に適用する。
- (2) この仕様書に記載のない事項、または解釈に疑義を生じた場合は、委託者と十分協議のうえ決定するものとする。

(業務の準備)

- (3) 受託者は、業務の目的を十分理解し、目的達成のために必要な人員を確保し、最高の技術を発揮するよう、責任ある技術者を備えなければならない。

(打合せ)

- (4) 業務の実施にあたっては、受託者は委託者と常に密接な連絡をとり、その連絡事項及び打合せ内容について記録すること。

(資料等の貸与及び返還)

- (5) 受託者は、業務を行う上で必要となる資料等の借用を書面で申し入れることができるものとする。この場合、受託者は貸与される資料等について借用書を提出しなければならない。
- (6) 受託者は、業務が完了したときは、貸与された資料等についてただちに返還するものとする。

(機密の保持等)

- (7) 受託者は、本業務の処理にあたり知り得た一切の事項について、他に漏らしてはならない。
- (8) 委託者が提供する資料等を第三者に提供し又は目的以外に使用してはならない。

(成果品)

- (9) 成果品は全て委託者の所有とし、委託者の承諾を受けずに他に公表、貸与又は使用してはならない。

- (10) 本業務において作成したイラスト、写真等の著作権は、委託者に帰属する。

(環境負荷の低減)

- (11) 本業務の実施にあたっては環境に配慮し、紙資源やエネルギーの節約、リサイクルの推進等に努めること。

(個人情報取り扱い)

- (12) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

### 3 業務の目的

札幌市では、平成 28 年に地域交流拠点等における緩和型土地利用計画制度等の運用方針を策定し、地域交流拠点等において、民間の力を引き出しながら個別の都市開発による建替え更新を促進し、その開発計画の内容をきめ細かく誘導・調整することで、質の高い空間づくりを進めている。

平成 29 年には、当運用方針に基づき行われる良好な都市開発において、快適な歩行空間やにぎわい・交流が生まれる滞留空間の創出に寄与するものとして、一般の人々に開放された空間（以下「オープンスペース」という。）の整備を行う者に対する補助金の制度として、札幌市特定誘導路線開発誘導事業補助金交付要綱を策定した。

現在、国土交通省において「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりが推進されており、札幌市の地域交流拠点等においても、賑わい・交流が生まれるオープンスペースの創出や、誘導用途の導入などを進めていることから、この度、既存の補助金に代わる新たな支援制度の策定のため、検討業務を行うものである。

### 4 業務の概要

国土交通省及び他都市の支援事例や過年度発注業務等の調査結果を精査のうえ、新たな支援制度について検討、及び案を作成する。

### 5 業務内容

#### (1) 国土交通省及び他都市の補助事例の調査

現在、国土交通省において、ウォークアブル推進税制や、まちなかウォークアブル推進事業等の取組を推進している。また、他都市においても賑わい空間の創出に関する支援を行っている。当該支援事例を調査し、制度策定の背景、課題、支援事例、本業務への活用等を検討すること。

調査対象支援事例：歩行空間整備及び維持、賑わい空間（広場、誘導用途、コワーキングスペース、ベンチ等）整備及び維持、外観修景、駅周辺におけるイベント事業 など

#### (2) 新たな支援制度案の検討・作成

ア (1) の調査結果や、過年度発注業務等におけるヒアリング内容、及び札幌市より提示する支援制度案を基に、新たな支援制度案を検討・作成すること。

イ 支援制度については、利用の具体イメージを考慮のうえ、検討内容、支援制度案を作成すること。なお、支援制度の要綱作成は本業務に含めない。

#### (3) 報告書の作成

調査・検討結果を取りまとめ、報告書を作成する。委託者と協議の上、デジタルデータを委託者が指定した形式で提出すること。

参考：業務スケジュール（予定）

	令和4年度			
	12月	1月	2月	3月
工期		業務着手		業務完了
調査・ 検討等			補助事例の調査	支援制度案の 検討・作成  報告書作成

6 業務期間

契約日から、令和5年3月24日(金)まで

7 貸与資料

- (1) 平成26年度 拠点における土地利用計画制度運用方針検討業務報告書（一部抜粋）
- (2) その他必要となる資料

8 成果品の提出

- (1) 業務報告書 A4判 2部
- (2) 報告書電子データ CD-ROM 1枚

別記：「個人情報取扱注意事項」

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反しているとき、又は認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。